

令和7年度 京都市立京極小学校「学校いじめの防止等基本方針」

1 総則

(1) 目的

いじめは、受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与える。それだけでなく、生命や身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。初期段階のいじめや、ごく短期間のうちに解消したいじめ事案についても、学校が組織として把握し（いじめの認知）、見守り、必要に応じて指導し、解決につなげることが重要である。本方針は、子どもの尊厳を保持する目的の下、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条に基づき、本校のいじめの防止等の取組の基本的な方向、取組内容を策定するものである。

(2) 基本理念

「いじめ」は子どもたちの心身の健全な成長に重大な影響を及ぼし、自殺や不登校を引き起こす深刻な人権問題・社会問題であると認識する。「いじめ」はどの学校、学級でも起こりうるものであり、また、全ての子どもが、突然被害者にも加害者にもなりうるものであるととらえる。本校では、まず学級経営を充実することで一人一人が大切にされる学級づくりを推し進め、「いじめ」が起こらないように人間関係の形成に力を入れる。さらに「いじめを見逃さない観察」を含め、「手遅れのない対応」「心の通った指導」を徹底し、「いじめ」を許さない学校づくりを推進する。更に以下の3項目を重要とする。

- ① 本校児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行う。
- ② いじめ防止のための対策は、全ての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにすること。さらに、いじめが児童の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として行う。
- ③ いじめ防止等のための対策は、いじめを受けた児童の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

2 いじめ・不登校対策委員会

・構成員（職名又は校務分掌）

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、教育相談主任、養護教員、スクールカウンセラー、担任
※緊急対応時はこの限りではない

・役割

- ・いじめの未然防止の取組推進や学校基本方針に基づく取組の実施と進捗状況の確認。
- ・教職員の共通理解と意識啓発。
- ・児童がいじめを受けていると思われる時は適切かつ迅速にこれに対処する。
- ・対策を具体的に協議し、直接的間接的に児童、保護者への働きかけを行う。

・開催時期

- ・毎月1回
- ・緊急の場合、いじめが疑われる場合などは速やかに対策委員会を開く。

※ 会議の回数・実施時期については、後述の「年間計画」に記載

・児童・保護者への周知方法

- ・いじめ対策委員会の役割や構成員等の情報を「学校だより」「学校ホームページ」等で保護者及び地域へ発信する。
- ・年度初めの全校朝会で紹介し、全教職員で見守っていることを伝える。

3 学校いじめ防止プログラム

(1) 学校におけるいじめの未然防止のための取組

・授業改善

- ・協働的な学びを創造する。
授業の中に、必ず子ども同士の意見交流や協働して活動する場面を作り、「チームで学ぶ」という学習を実感させる。
- ・学習するときの約束やルールを一人一人の子どもが確実に身に付け、意欲的に学ぶ集団づくりを推進する。
- ・京都市小学校教育課程指導計画（京都市スタンダード）に基づいた指導により、習得すべき基礎学力の定着を図る。
- ・育成を目指す資質・能力を明確にした言語活動の充実とコミュニケーション能力の育成に重点をおいた学習内容や学習形態を工夫する。
- ・自律心と責任感の育成に向け、ルールとマナーの徹底を図る。
- ・自主学習を進められるよう指導を工夫する。

・道徳教育・人権教育の充実

- ・道徳的実践力を育むため、教育活動全般を通して道徳教育を充実させ、規範意識、倫理観の育成を図る。
- ・6月及び10月の道徳月間では、「道徳」の授業実践に重点を置き、いじめの防止、生命の尊重等に係る内容を指導することによって保護者と子どもが共に考える場を作り、保護者にも理解と協力を求める。
- ・「個性の伸長」「努力と強い意志」「希望と勇気」を重点内容項目とし、それらを具体的に取り上げた人権学習、道徳指導を実施する。
- ・5月から2月の「ぽかぽか朝会（児童朝会）」で生徒指導、総合育成支援教育、ジェンダー教育、情報モラル教育、外国人教育、同和教育に関して朝会を行い、感想や取り組んだ作成物などを掲示する。
- ・12月に、人権月間の取組として全クラスで人権学習を行う。学習内容を保護者へも伝え、子どものふりかえりをもとに、家庭での人権意識の啓発を進める。

・児童が主体的に行う活動や体験活動の充実

- ・個と個、個と集団の関わりを重視した協働活動を意図的、系統的に展開する。
- ・宿泊学習、運動会などの学校行事の中で一人一人が自分の役割を果たす体験をし、達成感、成就感を味わえるようにして自尊感情、自己肯定感を育む。
- ・生活科、京極学習（総合的な学習の時間）、特別の教科道徳、特別活動などで生命を尊重する学習活動を推進する。
- ・児童会が、生活目標を設定する。

〈たてわり活動〉

- ・お互いのよさを認め合い、社会性、協調性、思いやりの気持ちを育てるためにたてわり活動グループでの活動を充実させる。
- ・1年から6年児童によるたてわり活動の実施により自己有用感を育てる。
- ・定期的にたてわり遊びやたてわり清掃を行い、異学年との交流を図りながら、仲間の大切さを実感する活動を取り入れる。

・児童への関わりの充実

- 互いによさを見つけて認め合い、よりよい学級をめざすために意見交流ができるような支援・指導を構築。実施する。（ぽかぽか朝会、学級会、朝の会、帰りの会など。）
- コミュニケーション能力の育成
 - ・全教科の学習での関わり合いを大切にした授業の流れの工夫。
 - ・ぽかぽか朝会で全校児童の前で発表する機会をもつ。
 - ・質疑応答は一往復半を目指す。
 - ・学級活動や授業における集団解決においては、互いに考えを交流し合いながら学習を深めていくことのできる場となるようにする。
 - ・朝学習で「対話」に取り組み、友だちの思いを受け止めたり、自分の考えを伝えたりすることができるようにする。

○その他

- ・警察、他の機関と提携して非行防止教室、情報モラル教室を実施する。

(2) いじめの早期発見・積極的認知のための措置

・情報の集約と情報の共有

- ・「児童情報共有ファイル」を活用して、気になる児童の様子や問題行動の対応などを記入し、教職員で共有して全教職員で全児童を見守り、支えていく意識をもち行動する。生徒指導主任は全学級の様子を把握して、連絡調整および対応の中心となり行動する。
- ・生徒指導主任は日々各学級からの情報の収集に努め、毎月開催する「いじめ・不登校対策委員会」で情報を共有するとともに、指導すべき事例を管理職と相談し、職員朝会、研修会などで全教職員に共通理解を図る。
- ・重大事態については、「いじめ・不登校対策委員会」を緊急に開き、対応等の検討の後、全教職員で情報を共有する。

・児童に対する定期的な調査

- ・いじめ記名式アンケートを年間2回実施。
- ・4～6年生について、クラスマネジメントシートを年間2回実施し、学級経営の点検をしながら、「いじめ」につながる状況の発見に活用する。

・教育相談の実施

- ・見守る部会と生徒指導主任（教育相談主任）、養護教員、スクールカウンセラーが連携してスクールカウンセラーと相談できる環境を作る。
- ・平素から学級担任は、児童と心のこもった交流を行い会話、対話によって学級の児童全員の状況把握ができるようとする。
- ・保健室来室の様子を共有し、養護教員と担任で連携をとりながら見守る。
- ・アンケート等の実態を把握したうえで、相談活動及び観察を丁寧に行う。

・上記調査等の結果の検証及び組織的な対応

- ・生徒指導主任及び、低学年、中学年、高学年それぞれの学年で初期対応するとともに、即時管理職に報告し検証する。確実に全教職員に報告し、全体で見守る。

・その他

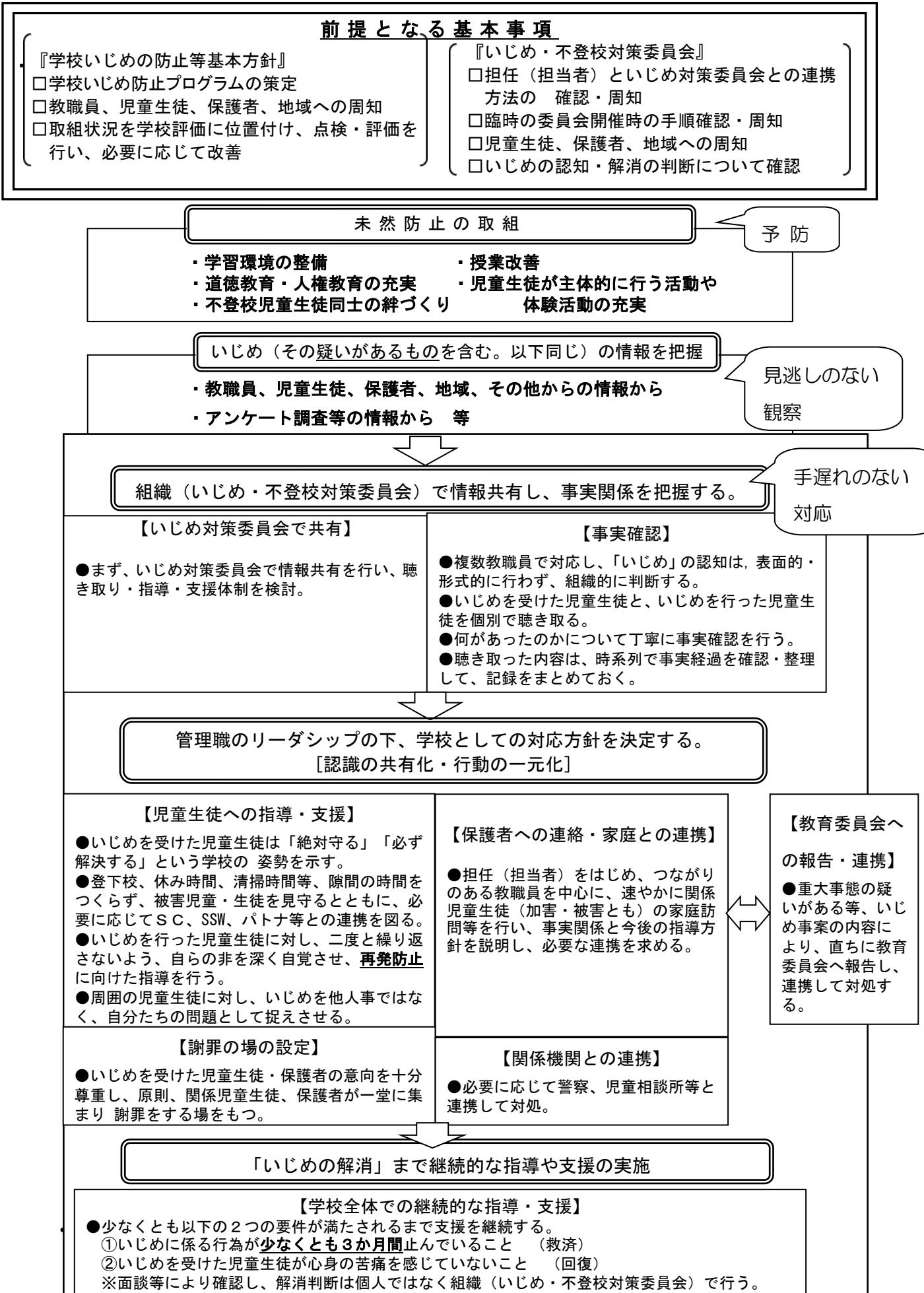
- ・地域スポーツ、部活動などで生じる他学年児童との関係、上級生から下級生への圧力、近隣の異学年児童間での軋轢、他校の児童との力関係等の事例にも注意できるように広い視野から「いじめ」について捉えられるようにする。

(3) いじめが起こったときの措置及び再発防止に向けた取組

・基本的な考え方

- ・早期発見、早期報告を基本とし、「いじめ・不登校対策委員会」及び見守る部会で情報共有し、初期対応・今後の対応について検討する。その際、「いじめ防止対策推進法」「学校いじめ防止基本法」を踏まえ、いじめの芽もいじめととらえつつ、被害児童の支援や加害児童への指導、周りの児童の状況把握、教育委員会をはじめとする関係機関や専門機関との連携、保護者への連絡や対応等について努めるとともに、解消・改善、再発防止に向けた取組を進める。
- ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、上京警察署スクールサポーターと連携してこれに対処する。また、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ・いじめの発見や報告を受けたときは、当該担任による正確、詳細な記録を基に、速やかに「いじめ・不登校対策委員会」で情報を共有し、今後の対応等について協議、検討する。

《いじめ事案に対する組織的な対応の流れ》



・インターネットを通して行われるいじめへの取組

- ・書き込みや画像の削除、チェーンメールへの対応など、被害の拡大を防ぐために専門機関等に相談し、書き込み等の削除を迅速に行う。
- ・学校・保護者だけで解決困難な事例の際は、警察等の専門機関との連携を行う。
- ・携帯電話やスマートフォン・携帯ゲーム機における危険性及び問題行動との関連について授業参観や懇談会などで児童への指導、地域や保護者への啓発に努める。
- ・「非行防止教室」や「情報モラル教室」での学習の様子を学校便りやホームページ等で発信し、その学習内容を他学年の児童生徒にも周知できるようとする。
- ・全学年での情報モラル教育の授業の実施。

・「いじめの解消」の定義をふまえた見守り及び再発防止に向けた取組

- ・全教職員で見守り続ける。いじめを受けた児童、いじめを行った児童の様子を含め状況を中止し、その状況を月1回の見守る部会、定期的な「いじめ・不登校対策委員会」で情報共有と組織的な動きを構築する。
- ・スクールカウンセラーからのアドバイスを受けながら、学校として適切な措置を講じる。
- ・登下校、朝学習や休み時間、掃除時間など複数の教職員による校内巡回を実施し児童を見守る。

(4) 教職員の資質向上の取組

・内容

- ・全教職員が、いじめの未然防止の対策・早期発見に向けた対策、発覚時の適切な対応の在り方を共通理解する。年度初めに、全教職員で「学校いじめ防止基本方針」の内容を基に研修を行い、共通理解をはかる。
- ・授業を通して及び学級経営と生徒指導の関わり等、望ましい人間関係や集団指導の在り方の研修の充実を図る。生徒指導部による生徒指導の対応手順や方法の共通理解や、有効な取組・手立ての交流、拡充を図る。

・実施時期

- ・ 4月 学校いじめ防止基本方針の共通理解
- ・ 5月 児童理解研修
- ・ 10月 児童理解研修（中間報告会）
- ・ 2月 児童理解研修（まとめ・引継ぎ）
- ・ 月1回のみまもる部会での児童の共通理解

4 保護者・地域・関係機関との連携

・保護者・地域への情報発信、啓発、共同の取組

- ・京極小学校PTAとの連携のもと、いじめ問題や「いじめ・不登校防止対策推進法」、「京極小学校いじめ防止基本方針」に対する理解を深めるために、懇談会や地域生徒指導連絡協議会等にて周知していく。
- ・スクールガードリーダーや少年補導委員等の学校に関連している団体や地域の団体との連携を密にしておく。
- ・いじめの防止や解消に、保護者による子どもの観察や声かけが重要であることを知らせ、理解と協力を得る。
- ・道徳の学習や人権学習を通した啓発をPTAの協力のもと進める。

・関係機関との連携

- ・いじめの事案によっては、警察署少年課生活安全部との連携を密にし、被害児童の身の安全を最優先させると共に、児童相談所との連携も図り、加害児童・被害児童の精神的ケアを図る。
- ・平素からスクールカウンセラー及びスクールソーターとの連携を密にしておく。

5 重大事態が発生したときの対応

(1) 基本的な考え方

重大事態への対処については、「いじめ防止対策推進法」を踏まえ、京都市教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を市長に報告する。その事態への対処及び同種の事態の発生を防止するために京都市教育委員会の指導及び支援を得つつ、本校が調査主体となる場合には、本校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。また、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に調査に係わる事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

(2) 重大事態が発生したときの対応

- ・速やかに京都市教育委員会に報告し、調査の主体等についての協議を行う。
 - ・京都市教育委員会が調査主体となった場合、その指示のもとで資料の提出などを行い、調査への協力をする。
- (1) 本校が調査主体となった場合、本校の下に調査組織を設置し、事実関係を明確にするための調査を行い、京都市教育委員会に調査結果を報告する。この調査結果を踏まえて、必要に応じて保護者へ適切な情報提供をし、同種の事態発生の防止に向けた取組の推進を行う。
- (2) 重大事態の防止のために、被害児童の保護を最優先に考えた対応をし、加害児童には責任ある指導をする。また、その事実確認をした内容や指導した内容を保護者に連絡をし、京都市教育委員会に報告する。
- (3) 周りにいた児童にも自分ごととして捉えさせ、学級や学年の集団への指導も行う。
- ※重大事態の定義
- ・生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - ・相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

6 年間計画（予定）

いじめの防止等のための取組を下表のスケジュールにより実施する。ただし、より良い方法を求めるため、必要に応じて年度途中に計画の見直しを行う場合がある。

月	対策会議や校内研修等	未然防止に向けた取組や行事等	アンケートの実施や教育相談週間等	保護者への啓発等
4	みまもる部会① いじめ・不登校対策委員会 生徒指導部年間活動計画の決定 学級経営、いじめ防止基本方針の共通理解研修会	学級経営案作成 学級開き 朝会での「いじめ・不登校対策委員会の紹介」	前年度のアンケート、クラスマネジメントシートの結果を学年で共有（2～6年）	授業参観 学級懇談会
5	みまもる部会② いじめ・不登校対策委員会 児童理解研修会	みんなのきまりやくそく周知月間 ぽかぽか朝会 1年生を迎える会 5年山の家宿泊学習	クラスマネジメントシート実施 ①	家庭訪問／希望制個人懇談週間 学校だよりやホームページで、京極小学校いじめ防止基本方針の発信
6	みまもる部会③ いじめ・不登校対策委員会	総合育成支援教育月間 ぽかぽか朝会 たてわり遊び 非行防止教室 土曜参観	第1回いじめに関するアンケートの実施（記名式）	
7	みまもる部会④ いじめ・不登校対策委員会	総合育成支援教育月間 非行防止教室 6年 たてわり遊び	いじめアンケート調査結果情報共有	三者懇談会 地生連での情報共有

		夏季休業中の生活指導	教育相談 学校評価アンケート	
8 9	みまもる部会⑤ いじめ・不登校対策委員会 生徒指導研修会	ジェンダー教育月間 KKPあいさつ運動 ぽかぽか朝会 たてわり遊び 6年修学旅行		
10	みまもる部会⑥ いじめ・不登校対策委員会 児童理解研修会	外国人教育月間 ぽかぽか朝会 たてわり遊び ふれあい探索運動会	教育相談	
11	みまもる部会⑦ いじめ・不登校対策委員会	情報モラル月間 ぽかぽか朝会 たてわり遊び 情報モラル教室 4~6年 学習発表会	クラスマネジメントシートの実施②	
12	みまもる部会⑧ いじめ・不登校対策委員会	同和教育（道徳）月間 ぽかぽか朝会 たてわり遊び 冬季休業中の生活指導	第2回いじめに関するアンケートの実施（記名式）教育相談	個人懇談会
1	みまもる部会⑨ いじめ・不登校対策委員会	同和教育（道徳）月間 KKPあいさつ運動 ぽかぽか朝会 たてわり遊び	いじめアンケート調査結果情報共有	人権参観・懇談会
2	みまもる部会⑩ いじめ・不登校対策委員会 アンケートに基づく研修会 学校いじめ防止プログラム見直し 児童理解研修（まとめ・引継ぎ）	ぽかぽか朝会 たてわり遊び 薬物乱用防止教室（6年）	学校評価アンケート	半日入学保護者説明会 授業参観 学級懇談会 学校運営協議会での説明と評価
3	みまもる部会⑪ いじめ・不登校対策委員会 今年度の活動の反省	たてわり遊び 6年生を送る会 春季休業中の生活指導		